死ぬのと同じ。

Q　異常状態の拡大防止対策を確認する手法は？

A　コンピューターによる解析。

Q　放射能異常放出の恐れある事態とは？

A　一次冷却材喪失事故と蒸気発生器細管破断事故。

Q　航空機の墜落については？

A　米軍機も含め行政による規制があることと、定期航空路がないことで、安全審査の対象にしなかった。

Q　許容被曝線量は？

A　安全審査当時は年間５００ミリレムで「可能な限り低く」というＡＬＡＰに対応した線量目標値の１００倍。

Q　自然放射線にくらべてどうか？

A　身体への影響はほとんど無い。自然放射線は関東と関西で６０ミリレムもの差があり、それでも健康には有意差は出ていない。

Q　「立地審査指針」にある「めやす」線量と許容線量とは違うのか？

A　「めやす」は、原子炉と居住区との離隔の妥当性を確認するための線量だから許容線量とは違う。

Q　「災害評価」の妥当性は？

A　敷地内でも「めやす」以下であることを確認したので問題なかった。

Q　ＴＭＩ事故と安全審査との関係は？

A　ＴＭＩ事故の主原因は運転員の誤判断と誤操作、つまり「運転管理」上の問題だったから、安全審査と関係ない。

Q　チェルノブイリ事故は？

A　事故の原因の一つは、本件２号炉と原子炉の特性が違っていたことで、他の原因は実験を実炉でやり、六つもの規則違反を犯したことだから、本件安全審査とは関係ない。

Q　美浜２号炉事故との関わりは？

A　「事故」、いや、「事象調査特別委員会」のメンバーである。

Q　本件安全審査との関係は？

A　事故原因は「振れ止め金具」の施工上のミスだったから、関係ない。

約３時間に及んだ証言が終ったのち、次回期日の決定に関連して、裁判長は「原告らは専門知識を持った補佐人を頼まないのか」と発言。これに対して原告住民らは、「本人訴訟としてやっているのだから、補佐人というのは問題外」と一蹴。

結局、次回を６月１９日（金）午後１３時３０分からとし、さらに次々回を１０月２日で時間未定ということを決めて閉廷。

公判後の集会では、原告・支援者が一体となって、石川証人への反対尋問に取り組むことを申し合わせた。

会計報告（'92.2/1～2/29）

収入	
会費	６、０００
ニュース講読料	５４、０００
コピー代	３、８８０
計	６３、８８０
支出	
ニュース印刷代	２５、０００
郵送料	９、４５７
振替手数料	２３０
資料費	１４、８３２
２号炉公判援助	３０、０００
ゼロックス・リース料	１０、３００
計	８９、８１９
差引	－２５、９３９
積立金合計	２、１９３、２８０

伊方訴訟ニュース

第 223 号
1992年 3 月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

２号炉第４５回公判
前半
住民側が安全審査のでたらめさを追及

「原子力災害に対して無防備のまま放置」

後半
被告側石川証人「八百長証言」

「TMIもチェルノブイリも安全審査対象外」

２月１３日、松山地裁大法廷の傍聴席の半分近くは、四電始め全国の電力関係者らしい人たちが占めていた。やはり、証人調べとなれば気にかかるのであろう。法廷では、午前中は口頭弁論が、午後からは、被告国側の石川証人の主尋問が行われた。

開廷後、まず國側が、十日ほど前に提出していた二つの書面、準備書面（二九）と（三〇）を、いつものように声を出さずに「陳述」。前者の書面では、原告住民側が美浜２号炉事故について釈明を求めていた１９項目のうち、たった５項目についてだけ、素っ気なく返答。また後者の書面は、石川証人はじめ今後の証人の証言の下敷きとして、「安全審査の対象は、基本設計である」とのこれまでの主張を、各項目について繰り返したものである。

つづいて原告側が近藤さんを立てて、当日に提出した大部な準備書面を陳述。それは「大事故は必らず起こる。－原子力災害から住民を守る審査を行わず、これを正当とした本件許可処分の違法性－」と題した約８０頁にものぼる書面。

これまで住民側は「事故時において避難の方法はどうなっているのか」と問い続けてきた。これに対して國側は「防災対策は災害対策基本法により別途措置されることとなっているので、本件安全審査とは何ら関連を有しない」と答えてきた。

今回の住民側の書面は、その返答がいかにまやかしであり、伊方原発周辺の住民は、いつ起こるかも知れない原子力災害に対して、全く無防備のままに放置されてきたかを、多くの具体的な事実をあげて明らかにしている（「訴訟ニュース」に全文掲載予定）。

近藤さんは、多くの証拠を示しながら、住民の不安と怒りを裁判官たちに訴えた。被告席のほとんどを占める通産省の若いお役人たちは、おそらく始めて知ったに違いない防災計画の実状に聞き入っていた。（以下４頁）

原告準備書面

美浜２号炉蒸気発生器細管破断事故と本件許可処分の誤り（３）
－真相究明は今から－

（１９９１年１０月３日提出）

（その４）

（一）被告準備書面（二七）の問題点の指摘及び批判

はじめに

(1)「事実関係について主張する」と言いながら「事実」をゆがめる被告主張

(2)美浜２号炉事象の評価－について

－(一)～(三)まで、総て被告主張を裏付ける資料、証拠となるデータは一切示さないままの、ただの文言の羅列－

被告は「事故の前後（一体いつからいつまでのことか全く不明だが）を通じ、発電所周辺に設置されたモニタリングポストの指示値は自然放射線による変動の範囲にあり」として、これを「周辺環境への影響は認められなかった」との根拠、理由としている。

この具体的な各ポストにおける数値、結果のデータが示されていない以上、全く信用できない。また、放射能が最も多量に外部に放出されたと考える時間帯での、原発周辺の風向きがどうなっていたのかを突き合わせてみない限り、美浜２号炉の西側は海上に面していることから考えても、右の主張でもって、美浜事故時における放射能の放出の否定になるものでもない。

(一)一次冷却系への流出量等－について

「コンピューター解析による再現、分析結果や、チャート等の実測値によると」としているが、いつ、誰が、どこで、どのような資料を用いて行ったのか、何一つ示されていない。これを示さずには何も云っていることにはならない（求釈明十四）。「チャート等の実測値」とは何のチャートなのか、どういう実測値であったのか、何も示されていない。明らかにせよ（求釈明十五）。

被告主張によれば、全く根拠不明のままに「ＥＣＣＳにより炉心に注入された冷却水は約５０トン」、「一次系より二次系に流出した一次冷却水は約５５トンであると推定」とし、「Ａ蒸気発生器の主蒸気逃し弁より大気中に放出された蒸気は約１．３トンと推定」している。

ところで、美浜２号炉の一次系圧力は通常約１５７気圧であり、二次系の圧力は約５５気圧であり、その圧力差は１００気圧もの差がある（甲３２号証の一の一参照）。従って、一次系の１５０気圧もの高圧力を支えていた蒸気発生器細管が破断すると、二次系に噴出した水は一瞬にして蒸気と化してしまい、猛烈な圧力上昇を二次系にもたらすことになる。現実にその圧力上昇に耐え切れず、破断側の主蒸気逃し弁が、被告らの認めるだけでも三度に亘って自動で開き、放射能を含んだ蒸気を大気中に放出している。

被告がこれまで、事故が起きても二重、三重の壁と防護施設で、放射能は外部に出ることはないと繰り返し主張していたにもかかわらず、いとも簡単に放射能蒸気がそのまま外部に何の妨げもなしに放り出されたのである。念のため指摘しておくが、蒸気逃し弁には、放射能漏出を防ぐフィルターなどは備えられていないのである。被告の主張は完全に崩れたのである。

また、忘れてならないことは、関西電力のみならず本件２号炉の設置者である四国電力は、核燃料が損傷し、一次冷却水中に放射能が通常値の１００倍漏れ出していることが判っている場合でも、平然と運転を続行しており（原告書面、１９８３年（昭和５８年）２月４日提出、及び、同年５月２７日提出書面、甲３号証の三）。それは“現在”においても何ら変わらない姿勢であることを指摘しておく（甲３３号証の六）。

しかも原告の前回書面、六、（１）の②で指摘した通り、被告は事故後、早々に主蒸気隔離弁を閉めてしまった。このため行き場を失った放射能蒸気が逃し弁から外気へ放出されたのである。放射能放出は意図した放出だったのである。

が、しかし、ここで大きな疑問にぶっつかる。二次系の高温側には、事故以前から蒸気が一杯に充満していた。そこへ５５トンにもの一次系からの新たな高温、高圧の蒸気が流出してきた。そして、主蒸気隔離弁は閉じられてしまった。当然にも物理的に考えると、余分に追加された量の蒸気は破断した箇所から、閉じられてしまった隔離弁との間の二次系配管の中以外のどこかへ入り込むか、「外へ」出るしか行き場はない。しかし被告は、「外へ」出た蒸気量は「約１．３トン」だという。では残りの「５３．７トン」もの蒸気はどこへ行ったのか？

被告書面（二七）の第一図は概略図ではあるが、破断箇所から隔離弁までの配管部分は、Ａループの二次系全体からみると、ほんの一部である。この狭い配管のどこに５３．７トンもの余分の追加蒸気をため込む場所があったのであろうか。少なくとも概略図でみる限りでも、そのような場所も装置も備わっていない。あるのは、逃し弁と安全弁の二つの装置だけであり、いずれも「外へ」出すための装置である。

被告の主張する「外部へ１．３トン」の積算根拠をデーターでもって具体的に示さなければ全く信用するに足りないものである（求釈明十四）。また「外部へ１．３トン」が事実なら、残りの「５３．７トン」の蒸気は、どこへ入り込んだのか、具体的に証拠を示して明らかにせよ（求釈明十五）。

更に、本書面では、ＥＣＣＳにより炉心に注入された冷却水は「約５０トン」としている。しかし、３月６日に通産省で開いた調査委員会では「原子炉に注入された水量は約６７トン」となっている（甲３２号証の十五）。いかなる経緯をもって「６７トン」が被告にとって都合よく「５０トン」に減ったのか、「１７トン」もの注入水がどうやって消えたのか全く解せない。従ってまず、３月６日時点での「６７トン」とした根拠とデータを示し、その上で、本書面での「５０トン」の根拠とデータを示せ（求釈明十六）。

（二）放射能の放出量－について

右の（一）での指摘でも明らかな通り、放射能放出量の根拠となっている蒸気量そのものがあてにならないものであることから考えても、被告の「放出量」なるものは全く信用できない。

そして、その具体的な例として、前回、原告書面七の(２)で指摘した通り、過去に発生した伊方１号、美浜１号、２号のいずれの事故の場合と比べてみても、今回の放射能放出量は余りに少ないものであり、その計算の根拠と計算式を、前回に求釈明しているところ

である。

また、事故直後に敷地内に居た一般見学者と、従業員の被曝量について全く触れていないのは、決して見過ごすことのできないものであり、これも前回求釈明している。

（三）原子炉施設への影響－（１）炉心への影響－について

被告は、①「一次冷却水の温度は、その事象が発生してから収束するまでの間、飽和温度を下回って入ること等から」として、②「炉心は常時冠水状態にあったものと推定され」るとし、また、③「コンピューター解析による再現、分析の結果からも燃料棒の損傷の可能性はなかったものとみられる」ので、④「炉心の健全性は十分に維持されていたと考えられる」（カッコ内原文通り、傍点は原告加筆）としている。

右、原告のつけた傍点の部分で明らかな通り、今回の事故による炉心の健全性についての被告の主張は、総てが推定によるものであることを、先ず確認しておかなければならない。

被告は、②の推定のための根拠として①を挙げている。この文章は、どこから読んでも「一次冷却水が飽和温度に達していないので、蒸気泡は発生していない。従って、一次冷却水に満たされた一次冷却水系中と原子炉内には、核燃料棒を露出させる恐れのある空間はなかった」という意味にならない限り、先の①でもって「炉心は常時冠水していた」という推定の根拠にはなりえないのは自明のことだ。ではこれは事実にもとづいているか。ムロン真っ赤なウソであることは、原告の前回書面の四において、炉心で沸騰が発生し、その蒸気泡が炉心上部にたまっていたことを明らかにした通りである。被告は炉心内沸騰は認めていないが、甲３２号証の十一で見るごとく、１４時４０分すぎから約２５分間に亘って、炉心の上に蒸気泡が約５立方メートルたまっていたことを国会において認めているのである。

勿論、これまで指摘してきた通り、この１４時４０分すぎからの蒸気泡発生の前に、細管破断直後の、核燃料のもっと高温であった時に、急激な圧力低下によって、炉内、とりわけ核燃料に接していた冷却水が飽和温度に達した可能性は極めて高く、この際の蒸気泡の発生量は、この後の１４時４０分すぎの被告が認めている発生量をはるかに上回ることになるのは物理的帰結である。

繰り返し指摘しておくが、被告は、この破断直後の炉心上部の温度は「計ることができなかったので、データーはない」としているのである。

被告は、本書面を提出する２ヵ月以上も前に、原子炉内での蒸気泡の発生と滞留は知っていた。しかし、その事実を、なんとか本法廷の場ではゴマカシ通すため、最も重大な時期の炉心上部の温度は計ってもいないのに、「一次冷却水の温度は事故期間中飽和温度を下回っている」などと平然と言い切るのである。被告にとって最も都合の悪いデーターが、被告にとっては何故か都合良く「無い」のであるから、決して「虚偽」を書いたとして後に刑事追及される心配はないというわけである。（以下次号に）

（１頁から続く）

陳述が進むにつれて、次のような事実が次々と明らかにされていった。

o伊方原発の立地町である伊方町においてすら、本件２号炉の許可処分が出た時点でも、名ばかりの「原子力防災計画」さえ作られていなかった。

o原子力安全委員会は、ＴＭＩ事故のあと、つまり、本件許可処分から２年２ヵ月もたってから、ようやく、防災対策をないがしろにしていたことの非を認めた。

o原子力安全委員会の「指針」に基づいて伊方町が「防災マニュアル」を策定したのは、それからさらに２年以上もあとのことであった。

o「防災マニュアル」には、「異常事態の際には、電力会社は迅速かつ正確に情報を関係諸機関に提供する」と明記されているのに、実際には、美浜２号炉事故では地元の美浜町への連絡は事故発生から２時間以上もたってからであったし、四国電力でも、これまでたびたび、事故通報を遅らせるだけでなく、事故隠しまでやってきた。

o伊方町の防災計画では、予定どおりの防護資材が揃っていないまま放置されてきたし、保内町や八幡浜の防災計画も、実際には役に立たないお粗末なものとなっている。

準備書面に沿って近藤さんは、上述のように住民が無防備のまま放置されてきた経過や現状は、結局、被告國側が「大事故など起こらない」と主張してきたことに原因があると断じた。そして、それにもかかわらず、あたかも別のところで整備されているかのようにいつわって、防災対策を安全審査の対象としなかった不当性を指摘し、そんな安全審査にもとづいた違法な本件許可処分の速やかな取り消しを求め、陳述を終った。

午後からは、この訴訟としては始めての証人調べが行われ、被告側の石川迪夫（みちお）証人が出廷した。同証人に対する主尋問は、通産省の担当官と代理人の弁護士が交替で担当した。尋問は、誘導尋問に近いやり方で進められ、証言内容も紋切型の建前論に終始した。尋問（Ｑ）と証言（Ａ）のさわり部分は以下のように要約できる。

Ｑ　経歴は？

Ａ　専門は原子力安全工学で、現在北海道大学工学部教授で、通産省原子力技術顧問会のメンバーも兼ねている。伊方２号炉の安全審査には第１２１部会に調査委員として関わり、原子炉施設、放射線および地質・耐震の３分科会のうち、原子炉施設に参加した。

Ｑ　安全審査の対象は？

Ａ　原子炉固有の事項について、基本設計だけを対象にした。詳細設計は工事認可の段階で審査する。

Ｑ　温排水は？

Ａ　原子炉固有の事項でないので対象にならない。

Ｑ　放射性廃棄物の最終処分は？

Ａ　処分について申請のあった時点で審査するので、対象外。

Ｑ　防災計画は？

Ａ　安全審査の目的が「原子炉による災害の防止上支障のないこと」の確認のため。

Ｑ　本件伊方２号炉についての安全審査の結論は？

Ａ　「支障のない」ことが確認できた。

Ｑ　放射能の危険を顕在化させない対策は

Ａ　閉じ込めておくようにする。

Ｑ　原子炉の自己制御性とは？

Ａ　例えで言うと、熱が出ればバイキンが